

令和 5 年 9 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 9 月 29 日 (金)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和5年9月29日(金)
午前9時30分開会 午前10時35分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第48号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第49号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第50号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の設定)
- 議案第51号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第52号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
- 議案第53号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第54号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第55号 非農地証明(遊休農地)について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第6号 現況証明について
- 報告第7号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 報告第8号 地域計画における目標地図(素案)作成のための農地
利用意向調査アンケートについて

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名

農業企画課 3名

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和5年9月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長

<挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長

出席委員は、委員総数24名中24名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認め、

議席番号5番 加藤正雄委員、同6番 小林和仁委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、8日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、14日の地区農業委員及び

推進委員による現地調査、22日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、

番号3番と5番の、豊川市に照会していた経営農地の利用状況について、それぞれ9月19日に全部効率利用要件を満たしている旨の回答がありました。

番号3番の、雑草が繁茂していた経営農地について、9月28日に復元されたことを確認しました。

番号4番の、竹が繁茂していた経営農地について、9月19日に復元されたことを確認しました。

番号7番の、東広島市に照会していた経営農地の利用状況について、9月21日に全部効率利用要件を満たしている旨の回答がありました。

杉山町地内の使用貸借による権利を設定する案件の雑木等が繁茂していた申請地について、説明会后、農業者年金基金に確認したところ今回のケースでは経営移譲の対象から外すことはできないとのことでした。そのため復元するよう指導しましたが間に合わないため一旦取り下げるとして9月21日に取下願の提出がありました。

そのほかについては変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号13番～19番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。

転用関係につきましては、8日の説明会以降、取り下げ変更等はございません。

これまでの対応状況につき説明いたします。

資料1 8ページ 農地法第5条の許可申請における番号15番の営農型太陽光の案件について、書類説明会において申請地は周囲の道路より低い土地であるが盛土をしない計画であるため、太陽光パネルの設置およびキクラゲの営農は問題なくできるのかとご指摘をいただいた点について、業者に確認いたしました。太陽光パネルの設置については、支柱の杭を地面に深く刺すため安定すること、キクラゲ営農部分は周囲に比べて少し盛土をすることを確認し、太陽光パネルの設置およびキクラゲの営農への問題はないことが見込まれます。

それではよろしくお願いたします。

議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通して
ください。

(精読時間 5 分)

議 長 それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。

議 長 資料 1 議案第 45 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番から 21 番までの 21 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 45 号、1 ページをご覧ください。

番号 1 番から 21 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、
許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当しま
せませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に
支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、
特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切
ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに
決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

- 議 長 続きまして 同じく資料1 議案第46号
「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番の1件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第46号、5ページをお願いします。
番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、完全始末書が添付され是正を行う案件です。
周辺農地等に係る営農条件の支障については、承諾を得た旨の記載がある案件です。
一時転用については、該当ありません。
以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。
- 議 長 続きまして 同じく資料1 議案第47号
「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から21番の21件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第47号、6ページから9ページをお願いします。
番号1番～21番までの21件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。
補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番・4番・5番・10番～17番・19番・20番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番・3番・6番～9番・18番・21番です。

一時転用については、番号6番・10番・13番～17番・19番・20番が該当し、番号6番が福祉施設の改修工事業者の駐車場の案件で8ヶ月間、番号10番が太陽光発電設備設置工事に伴う進入路の案件で6ヶ月間、番号19番が鉄塔撤去に伴う工事敷地の案件で5ヶ月間、番号13番～17番・20番が営農型太陽光の案件で10年間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号5番及び7番の2件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 別添資料 1-2 議案第 48 号

「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号1番から17番までの17件を一括上程いたします。

なお、番号13番は杉浦委員が代表を務める法人が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長。

議案第48号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

まず、農用地利用集積計画と次の議案で説明予定の農用地利用集積等促進計画の違いについて説明いたします。利用権設定のための農用地利用集積計画の根拠となる農業経営基盤強化促進法が令和5年4月に改正されました。

法改正前は、基盤法第18条第1項に基づき農用地利用集積計画を作成しておりましたが、法改正後は、中間管理機構法第18条第1項に基づき、農用地利用集積等促進計画を作成し、利用権設定を行うこととなりました。

しかし、農用地利用集積等促進計画を作成するためには、地域計画が作成されていなければなりません。そこで、基盤法の一部を改正する法律附則第5条により、経過措置として、地域計画未作成の地域においても、令和7年3月までは一部を除き農用地利用集積計画を用いることができるとされています。

なお、利用権設定期間内における耕作者の変更のための農用地利用配分計画は、廃止されたため、農用地利用集積等促進計画を使用します。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、10月1日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別紙資料1-2をご覧ください。1ページから5ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が17件34筆40,254㎡でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号13番の1件、それ以外の案件と2つに分けて審議していきたいと思っております。

まず、番号13番の1件を審議いたします。

杉浦委員は退席してください。

〈杉浦委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ご

ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
杉浦委員は復席してください。

〈杉浦委員 復席〉

議 長

続きまして、番号 13 番を除く 16 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員
議 長
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 49 号

「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。
所有権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長。

議案第 49 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、8 月 29 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、3 件 6 筆 7,445 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

- 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
- これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。
- 全員 「異議なし」
- 議長 異議なしと認めます。
- よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 50 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。
- 利用権設定の番号 1 番の 1 件を上程いたします。
- 内容については、市農業企画課に説明を求めます。
- 農業企画課 はい、議長。
- 議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。
- またこちらの議案第 50 号と次の議案第 51 号は、同じ農用地利用集積等促進計画ですが、目的が異なるため、議案を分けています。次の議案である、議案第 51 号は権利移転のため、今現在設定されている利用権期限内の耕作者変更を目的としています。議案第 50 号は、耕作者死亡に伴い、貸手から中間管理機構までの利用権は継続しているが、中間管理機構から耕作者の契約が消失した農地であり、別の耕作者が見つかったため、中間管理機構から耕作者の利用権を新たに設定することを目的としています。
- 農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、11 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。
- 別紙資料 1-2 をご覧ください。7 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 1 件 3 筆 4,122.00 m²でございます。
- ご意見のほどよろしくお願いたします。
- 議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
- それでは質疑に入ります。
- 質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委員 「進行」
- 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 51 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番から 5 番の 5 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 51 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願います。

別紙資料 1-2 をご覧ください。8 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、11 月 1 日付で利用権が移転する案件が 5 件 6 筆 10,835.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

- 議 長 続きます、資料 1 に戻り 議案第 52 号
「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題と
いたします。
除外についての番号 1 番から 11 番までの 11 件を、編入についての番号
1 番の 1 件を、一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。
- 農業企画課 はい、議長、議案第 52 号について説明させていただきます。
豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、
除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 11 件・面積
22,762.55 ㎡、編入 1 件・455 ㎡です。
今回の案件につきましては、8 月 10 日の書類説明会において農業委員の
皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本
日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。
除外案件の目的としましては、1 番、4 番、7 番が分家住宅、2 番が老人
ホーム、デイサービス、3 番が屋外飲食施設、5 番、6 番、10 番が駐車場、
8 番が児童クラブ、9 番が美容室、衣料品等販売店、11 番が駐車場、資材置
場の計 11 件となります。編入案件の目的としましては、集团的農地への編
入が 1 件となります。除外・編入を合わせ 12 件であり、内容を検討した結
果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し
出に及んだものです。
以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第 3 条の 2（農業振
興地域整備計画の策定または変更）第 1 項 及び 第 4 条の 5（公益性が特に
高いと認められる事業に係る施設）第 1 項 第 27 号イに基づき、ご審議を
お願いするものです。
ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切
ります。
これより採決に入ります。
- 議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すこと
に決して異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第53号
「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。
番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第53号 11ページをご覧ください。
議案第53号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等については、備考欄に記載のとおりでした。
この2件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。
以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案はさよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第54号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第54号 12ページをご覧ください。
議案第54号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証

明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この5件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第55号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番から2番の2件を一括上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第55号 13ページをご覧ください。

番号1番・2番の2件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切

ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長
議 長
事務局

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

はい、議長。報告させていただきます。資料 1 14 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番については、届出者は届出の農地の権利を持分放棄により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。

次に 15 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件、及び 16 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 19 ページ 23 番までの 23 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 21 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 23 ページの 13 番までの 13 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 24 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は農業用施設、番号 2 番は雑種地、番号 3 番は宅地でした。

次に 25 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。

番号 1 番は昭和 62 年に駐車場として転用許可を取得した土地です。現地調査の結果、現在も同様の利用がされていますので非農地と判断し、8 月 29

日付で事務局長名で回答しています。

報告第 8 号ですが、資料 1-3 をご覧ください。地域計画における目標地図（素案）作成のための農地利用意向調査アンケートについてですが、皆様に 8 月総会で報告させていただいたものを修正の上、お願い文書から地域計画についての説明、記入要領、回答様式を定めさせていただきました。10 月 25 日付けで郵送をさせていただく予定ですのでご承知ください。

報告は以上です

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。
(午前 10 時 19 分中断)

<農地銀行運営委員会議>

議 長

総会を再開いたします。
(午前 10 時 21 分再開)

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 35 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年9月29日

議長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号5番 加藤 正雄 委員)

議事録署名者
(議席番号6番 小林 和仁 委員)